

流産・死産等を経験された方、お子様を亡くされた方へ

妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）の申請について（ご案内）

この度は、妊娠に関するご事情により、深い悲しみやご心痛を抱えておられることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

妊婦支援給付金につきましては、流産・死産、人工妊娠中絶をされた方も支給の対象となりますことから、もし、お心が落ち着かれましたら、お手続きをご検討いただければと存じます。

妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）について

◎「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」とは

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として、「子ども・子育て支援法」に創設された制度です。成田市では、令和7年4月1日より、妊娠時と出産時の2回に分けて「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」を支給します。

妊娠の届出（母子健康手帳の交付）前に流産・死産、人工妊娠中絶をされた方も給付金の対象となる場合があります。くわしくは、以下をご確認ください。

給付金の支給の対象となる方

- ・令和7年4月1日以降に医療機関等において胎児心拍が確認されており、流産・死産、人工妊娠中絶をされた方
- ・令和7年4月1日以降に医療機関等において胎児心拍が確認されていたお子様を亡くされた方

※ただし、異所妊娠については支給対象外となります。

対象となる給付金のフローチャート

※申請方法については裏面をご確認ください。

医療機関等において胎児心拍の確認は受けましたか。

はい

いいえ

母子健康手帳の交付は受けましたか。

はい

いいえ

妊婦支援給付金（1回目）または出産応援給付金を受け取っていますか。

いいえ

1回目及び2回目の給付金の対象です。
（裏面①へ）

はい

2回目給付金のみ対象です。
（裏面②へ）

◎申請期限

1回目：胎児心拍が確認された日から2年以内

2回目：流産・死産、人工妊娠中絶をされた日から2年以内

（お問い合わせ先）

☎ 286-8585 千葉県成田市花崎町760番地 成田市こども未来部子育て支援課 こども家庭センター

☎ 電話 0476-20-1538（直通） ✉ メール kodomo@city.narita.chiba.jp

🌐 ホームページURL https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00069.html

妊婦のための支援給付の申請方法等について

1回目（妊娠時）及び2回目（出産時）の給付金の対象となる方（表面①）

妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給を希望される場合は、「妊婦給付認定申請書」と「胎児の数の届出書」の提出が必要となります。下記の「申請方法」に記載されている必要書類を添えて、成田市役所子育て支援課までご提出ください。原則として、申請日時点で成田市の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。

2回目（出産時）の給付金のみ対象となる方（表面②）

妊婦支援給付金（2回目）の支給を希望される場合は、「胎児の数の届出書」の提出が必要となります。下記の「申請方法」に記載されている必要書類を添えて、成田市役所子育て支援課までご提出ください。原則として、申請日時点で成田市の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。

妊婦支援給付金の誓約・同意事項は下記のとおりとなりますので、必ずご確認のうえ、申請をお願いいたします。

- ☐ 給付金の支給審査において、本市が必要時申請書に記入した医療機関に情報照会をすることに同意します。
- ☐ 本市以外の地方公共団体で同様の趣旨の給付金を受けていません。

支給額

1回目（妊娠時）：5万円

2回目（出産時）：妊娠していた子ども1人につき5万円

申請方法

表面や上記にて必要な申請書をご確認のうえ、下記の必要書類を添えて、成田市役所子育て支援課にご提出ください。

※窓口でのお手続きの他、電子申請での手続きも可能です。

※電子申請で申請をする場合は、必要書類をご準備のうえ、下記の二次元コードまたはURLから「LoGoフォーム」にアクセスしてお手続きください。

◎必要書類

- ・申請者の振込先がわかるものの写し
（通帳やキャッシュカードなどの写し）
- ・申請者の本人確認ができるものの写し
（運転免許証やマイナンバーカードなどの写し）
- ・妊娠していたお子さんの母子健康手帳 ※お持ちの方のみ
- ・胎児心拍を確認した日や胎児の数が出る書類（妊婦給付認定診断書など）
※母子健康手帳をお持ちでない方

【電子申請はこちらから】

<https://logofom.jp/form/kR3j/1063720>

